

山口県無形民俗文化財等次世代継承事業 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口県無形民俗文化財等次世代継承事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県内の無形民俗文化財、無形文化財及び選定保存技術（以下「無形民俗文化財等」という。）については、後継者・継承者の不在が課題となっていることから、後継者育成及び普及啓発のための事業を実施することにより、次世代への継承を図ることを目的とする。

(委託先)

- 第3条 山口県は県内に所在する文化財に指定された無形民俗文化財等の保存団体または保持者（以下「保存団体等」という。）に第5条の業務を委託する。
- 2 山口県は第7条の実施計画書の提出があった場合において、その内容を審査の上、委託先を選定する。
 - 3 山口県は前項により選定した保存団体等から見積書を徴収の上、同保存団体との協議により、委託先として決定する。

(業務の実施期間)

第4条 業務の実施は契約締結日から当該年度の末日までとする。

(業務の内容)

- 第5条 保存団体等は次に掲げる事業のいずれかを委託期間内に1回以上実施する。
- (1) 無形民俗文化財等に関する基本的な知識の修得のための実演体験を伴う講座
 - (2) 地元の行事・祭り等での公演のうち、無形民俗文化財等に関する基本的な知識の修得のための実演体験を伴うもの
- 2 事業の詳細については、委託前に山口県と保存団体等が協議の上、決定する。

(対象経費)

第6条 委託対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 報 償 費：講師等への謝金
 - (2) 旅 費：講師等の体験講座会場までの移動費
 - (3) 需 用 費：本業務を行う上で必要となる消耗品、印刷製本費、衣装用具の修理・新調等（食糧費は対象外）
 - (4) 役 務 費：衣装用具のクリーニング代等
 - (5) 使用料及び賃借料：体験講座会場の使用料等
 - (6) (1)から(5)に掲げるものの他、山口県が必要と認めるもの
- 2 1事業につき10万円を上限とする。

(実施計画書)

第7条 本事業の実施を希望する保存団体等は、実施計画書(様式1)を山口県に提出する。

(業務仕様書)

第8条 山口県は事業計画書に基づき、業務仕様書を作成し、保存団体等に提示する。

(見積書)

第9条 保存団体等は業務仕様書に基づき、見積書を作成し、山口県に提出する。

(契約)

第10条 山口県は見積書を確認の上、見積金額で契約締結したい旨を保存団体等に通知し、保存団体等が了承したのち契約締結とする。

(実施報告書)

第11条 保存団体等は事業実施後、実施報告書(様式2)を作成し、山口県に提出する。

(検査)

第12条 山口県は提出された実施報告書に基づき、検査を実施する。

(支払)

第13条 検査合格後、保存団体等は支払請求書を提出し、山口県は支払いを行う。

(その他)

第14条 本実施要項に記載のない事項については、山口県と保存団体等で協議の上、決定する。

附 則

この要項は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

様式1

年度 山口県無形民俗文化財等次世代継承事業 実施計画書

作成日 年 月 日
作成者

- 1 次世代継承を実施する無形民俗文化財等の名称
- 2 実施場所
- 3 実施時期
- 4 講師の人数
- 5 参加者
- 6 事業の概要
- 7 事業を実施するにあたり必要となる用具衣装の調達・修理等
- 8 その他
添付書類：参考見積書

※鑑賞のみとならないよう、実演体験する機会を設けること。

年度 山口県無形民俗文化財等次世代継承事業 実施報告書

作成日 年 月 日
作成者

- 1 普及啓発事業を実施する無形民俗文化財等の名称
- 2 実施場所
- 3 実施日時
- 4 講師の人数
- 5 参加者
- 6 事業の概要
- 7 事業を実施するにあたり行った用具衣装の調達・修理等の状況
- 8 その他
添付書類：実施状況写真（用具衣装の調達・修理等の状況を含む）